

# 地域社会の教育力の向上

**【目標】** 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、子どもが身近な人々から、温かくて厳しい愛情や信頼、期待などに包み込まれているという感覚をはぐくみ、安心や自信、誇りや責任感を持つことができる大切な場でもあります。

そのため、大人自身が学習し、その成果を地域社会に還元するなど地域の教育力を高める取組を推進し、地域の課題を解決するとともにその絆を強めます。

また、そうした活動を、「地域学校協働活動」にも活かせるよう支援に努めます。

※「地域学校協働活動」とは、学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ取組

## 【具体的対応】

- 1 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、子どもを包み込む持続可能な地域づくりを目指した地域学校協働活動の推進
- 2 地域学校協働活動の推進を図るため、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターの資質・能力の向上や、地域と学校の連携・協働に対する意識の高揚を目的とした研修会の充実
- 3 地域住民に対して地域学校協働活動への参画を得るための啓発資料「あなたのまちをディー・アイ・ワイ」の活用を推進
- 4 障害のある子どもと障害のない子どもが共に参加できるような地域の中での体験活動や学習活動を行うなど、地域の特色を活かした子どもの居場所づくりを支援する「京のまなび教室」等の充実
- 5 地域での多様な体験活動を支援するための、企業やNPOなどと連携した「特別講師派遣事業」の推進
- 6 保護者等を対象とした大麻などの薬物乱用の防止・根絶やインターネットにおけるいじめ・有害情報対策のための啓発資料を活用した研修の充実と、子どもの健全育成に向け青少年関係団体など地域の関係者が参画するネットワークの充実による地域全体で子どもを包み込みはぐくむ環境づくりの推進
- 7 地域のつながりや人的資源を活かした自然、伝統、文化、スポーツなどの体験活動の充実



地域学校協働活動研修会



京のまなび教室(和食お作法体験)



特別講師派遣事業(京こま作り)



地域学校協働活動(河川クリーン運動)

# 人権教育の推進

**【目標】** 近年の社会状況の急激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきており、自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが求められています。

そのため、人権という普遍的文化の構築を目標とした「京都府人権教育・啓発推進計画」(第2次)を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた取組を推進することとし、生涯にわたりあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努めます。

## 【具体的対応】

- 1 京都府人権教育企画推進委員会による府内各地域における人権教育推進事業の効果的な推進方策についての検討を踏まえるとともに、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体などと連携・協働した総合的な取組の促進
- 2 学校、家庭、地域、職場など身近な生活の場における、様々な人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践する態度をはぐくむことができる取組の推進
- 3 法の下での平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせた、人権学習の内容や方法の工夫改善
- 4 生涯の各時期に応じた各種団体等における人権学習を充実させるため、視聴覚ライブラリー等の学習教材の整備・充実
- 5 聴覚障害者及び視覚障害者社会教育指導者研修会を通じた障害のある人の自立と社会参加の促進や、自己実現に向けた学習活動の支援
- 6 「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、またインターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するための社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質向上を図る研修の充実
- 7 「人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)」、「人権学習資料集(社会教育編)」等を活用した、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修の充実
- 8 いじめ・虐待・体罰・子どもの貧困について社会総がかりで取り組むための、学校、家庭、地域社会及び関係諸機関・団体などが連携・協働した取組の推進



視覚障害者社会教育指導者研修会



- 4 「子どもへの読書活動支援事業」、「不登校児童生徒読書活動支援事業」や「自然体験活動事業」など、子どもが身近な場所において学習や読書、体験活動等に取り組むことができる環境の充実
- 5 地域住民による声かけ(あいさつ)・見守り運動の実施など、地域全体で子どもを見守る取組の支援

- 6 府立るり溪少年自然の家において行う自然体験活動や集団宿泊体験活動、障害のある子どもと障害のない子どもを対象とした「みどりキャンプ」及び学校に行きにくい子どもを対象とした「ふれあい宿泊学習」の充実
- 7 青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、関係機関・学校等と連携・協働した体験活動やボランティア活動の充実